

電子交換機機器賃貸借（月額）
【長期継続契約】

仕様書

令和 8 年度（2026 年度）

豊中市伊丹市クリーンランド 施設課

仕 様 書

第1項 目的

本業務は、豊中市伊丹市クリーンランド（以下、「クリーンランド」という。）の電子（電話）交換機（以下、「電子交換機」という。）及び周辺機器の更新を行い、通信性能の維持を図ることを目的としている。

第2項 業務名

電子交換機機器賃貸借（月額）【長期継続契約】

第3項 履行場所

大阪府豊中市原田西町2番1号 豊中市伊丹市クリーンランド敷地内

第4項 賃貸借期間

令和9年（2027年）2月1日（以下、「賃貸借料開始日」という。）から
令和14年（2032年）1月31日まで（60か月）

第5項 業務内容

1. 電子交換機及び周辺機器の納品。
2. 旧機器の撤去。
3. 機器の設置作業、システム設定・構築しクリーンランド全体の通信網の確立の確認。

第6項 ソフトウェア・機器の仕様と構築業者

1. 今回賃借する電子交換機について、現システム設計業者である株式会社スイタ情報システムが機器の選定、調達及びシステムの設定等の構築作業を行う予定である。したがって、受注者は、株式会社スイタ情報システムと緊密に連携すること。

2. 更新対象機器

設置場所	機器名称	数量
電算機室	CX01V3 自立設置 LTMA TypeS	1 架
	CX01V3 自立設置 LTMA 増設 TypeS	1 架
	CX01V3 自立設置トップベースセット A	1 架
	CX01V3 自立設置電源キャビネット A	1 架
	CX01V3 自立設置バッテリーキャビネット A	2 架
	CX01V3 長寿命バッテリーA	2 個
	CX01 16 回線アナログ電話ライン回路 A	6 枚
	CX01 16 回線デジタル多機能電話ライン回路 A	3 枚
	CX01 8 回線 2W デジタル無線インターフェース回路 A	11 枚
	CX01 8 回線アナログ局線トランク回路 A	2 枚
	CX01 4 回線 I インターフェーストランク回路 A	1 枚
	CX01 8 回線 4W アナログ市外専用線回路 A	1 枚
	CX01 8 回線ドアホントランク回路 A	1 枚
	CX01 32 回線音声案内ユニット回路	1 枚
	CX01S PBX ソフト D	1 個
各所設置	HI-D3 接続装置〈ID〉F	1 台
	HI-D3 接続装置〈ND〉F	10 台
	HI-D10PSWP 電話機セット	10 台

※機器は全て、「株式会社 日立情報通信エンジニアリング」製

第7項 提出書類

受注者は、下記の書類を提出すること。

提出書類	部数	提出期日	備考	様式
使用機器承諾願	1	契約完了後		任意
システム構成図	1	契約完了後		任意
工程表	1	契約完了後	・現場責任者記載 ・スケジュール ・機器設置スケジュール	任意
機器の取扱説明書	1	機器設置業務前		任意
報告書	1	機器設置業務完了後	・作業前・中・後の写真を含む ・旧機器電磁的記	任意

			録媒体の物理破壊 又はデータ消去の 写真を添付するこ と	
--	--	--	---------------------------------------	--

※写真は、発注者、委託業務名、日付、状況説明、受注者をボードに記入し、明瞭に写すこと。

※全て、紙と電子データの両方で提出すること。

第8項 受注者の遵守事項

1. 受注者は、設置作業従事者の内、1名に受注者の代表としての権限を与え、現場責任者としてクリーンランドへ届け出ること。クリーンランドは、その現場責任者を通じて業務上の伝達・協議などを行うこととする。
2. 受注者は、本業務をよく熟知し、業務遂行にふさわしい従事者を配置するとともに、従事者の安全衛生に十分配慮すること。
3. 業務に際して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
4. 賃貸借期間終了後、無償譲渡すること（ソフトウェアのライセンスも含む）。
5. 動産保険に加入すること。
 ※本件の物件には、一般的な動産総合保険（火災・盗難・台風・風水害・雷）を付保すること。
 ※動産保険対象外の天災が発生し、賃借物件が修理不能となった場合は、別途協議の上で対応を決定するものとする。
6. 各製品に関するライセンス規約に一切違反しないこと。
7. 契約内容の遂行にあたっては、関係法令、条例等のほか、豊中市伊丹市クリーンランド情報セキュリティポリシー及び環境保全に向けた取り組みを遵守すること。
8. 通常の使用状態での故障又は不具合が発生した場合は、賃貸借開始日から1年間は無償で修理又は交換を行うこと。
9. 旧機器の引きあげには、クリーンランドと協議の上で不必要と判断される電磁的記録媒体の物理的破壊またはゼロ文字書き込み等のデータ消去を職員の立会の元で行うこと。
10. 賃貸借開始日から更新後の機器が運用できるようにすること。
11. 更新の際は、日曜日以外に装置の運転が止まらないよう留意すること。また、機器の設置日に関してはクリーンランドと協議すること。
12. 本仕様書に明記されていない事項であっても、目的を達成する上で当然必要と思われるものについては、受注者の責任において完備すること。

第9項 支払い

1. 支払いについては、請求があった日から 30 日以内にクリーンランドが受注者に支払うものとする。
2. 支払いは月払の後払い（翌月払い）とする。
3. 賃貸借料には、機器の運搬、設置、設定、廃材処分、システムの動作確認等に係る全ての費用を含めること。
4. 契約金額以外の請求は一切認めないものとする。

第 10 項 その他

本仕様書に定めていない事項については、クリーンランドと受注者の双方で協議の上、決定するものとする。